

事業資金・短期貸付

この資金の特徴

- ☑ 短期の運転資金としてご利用いただける資金です。
- ☑ 返済方法は、割賦又は一括償還を選択できます。

次のような方におすすめです

- 商品仕入や手形・小切手の決済等のための短期運転資金が必要である。
- 夏季・年末の賞与支払のための資金を借り入れたい。

融資条件

	運 転 資 金	
	信用保証付き	信用保証なし
限 度 額	2,000万円	2,000万円
	信用保証付きと信用保証なしを併用する場合は、合計4,000万円	
	知事が認定した中小企業組合と、その組合員は5,000万円	
利 率	年1.1%以内	年1.5%以内
	平成30年4月1日から平成30年9月30日融資実行分の利率です。(固定金利)	
期間・償還方法	1年以内 割賦又は一括償還	
担 保	取扱金融機関(及び信用保証協会)との協議により定める	
保 証 人	個人:原則として不要 法人:原則として代表者以外の連帯保証人は不要	
信用保証	付する (保証料 年0.45%~1.64%以内)	付さない —

資金使 途

運 転 資 金 の み
商品仕入れや手形・小切手等の決済等に必要資金

ただし、次の資金使途は融資対象になりません。

- × 借入金の返済、納税に充てる資金、転貸資金 等



融資については取扱金融機関及び信用保証協会の審査により決定されますので、申込要件を満たしてもご希望に添えない場合もあります。

融資対象者、受付場所等については裏面をご覧ください。

融 資 対 象 者

事業資金・短期貸付は、次の全てに該当する中小企業者（個人、会社、NPO法人等）及び知事の認定した中小企業組合とその組合員を対象としています。

1 信用保証対象業種^(※)を営んでいる。

※ 一般にいう商工業者のほとんどが対象となります。

ただし、農林漁業、遊興娯楽業、金融業、飲食業の一部、宗教法人等は対象となりません。

2 申込みの日以前1年以上引き続き県内に事業所を有し、同一事業を営んでいる。

（県外から移転し、申込日において県内のみに事業所を有している場合については、県外での実績を含めて1年以上引き続き同一事業を営んでいること。）

3 事業税等を滞納していない。

4 事業に必要な許認可等を取得している。 等

申込みにあたっての必要書類

申込みに必要な書類	備考
埼玉県中小企業制度融資申込書 (様式1)	・受付機関にて配布
事業税の納税証明書等	・個人事業税の課税対象とならない事業を営んでいる個人は、 県民税及び市町村民税の納税証明書等 ・納期限内に完納している場合は、領収証書でも可
最新2期分の確定申告書(決算書) の写し	・2期目の確定申告又は決算が終了していない場合は1期分でも可
許可書・登録書等の写し	・必要な業種の場合
特約書(様式28)	・融資実行に先立ち取扱金融機関に提出
【信用保証協会必要書類】	・印鑑証明書、登記事項証明書等 (信用保証を付す場合のみ必要)

※ 金融機関や保証協会の審査過程において、上記以外の書類が必要となる場合があります。

受 付 場 所

中小企業者 … 事業所が所在する地区の商工会議所・商工会
知事が認定した中小企業組合 … 埼玉県中小企業団体中央会
知事が認定した中小企業組合の組合員 … それぞれが加入する認定組合

取 扱 金 融 機 関

銀行・信用金庫・信用組合・商工組合中央金庫の、原則県内に所在する本支店



お問い合わせはこちらまで

埼玉県産業労働部金融課 048(830)3801・3803

事業所が所在する地区の商工会議所・商工会

知事が認定した中小企業組合の場合は、埼玉県中小企業団体中央会

知事が認定した中小企業組合の組合員の場合は、加入する認定組合



彩の国
埼玉県